

2025年2月14日

各位

本店所在地 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
会社名 ネクセラファーマ株式会社  
(コード番号 4565 東証プライム)  
代表者 代表執行役社長 CEO  
クリストファー・カーギル  
問い合わせ先 IR & コーポレートストラテジー一部  
西下進一郎  
電話番号 03-5962-5718 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

ネクセラファーマ株式会社（以下「当社」）は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月26日開催予定の第35回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、改正法の趣旨、社会全体のデジタル化の進展等を踏まえ、大規模災害発生時等の開催リスクの低減も念頭に、臨機応変な対応ができるよう株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、定款第12条第2項を新設するものであります。

なお、当社は本定款一部変更に必要な産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 <新設>	第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u> <u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日および定款変更の効力発生日

2025年3月26日（予定）

## ネクセラファーマについて

ネクセラファーマ株式会社は、テクノロジーに立脚したバイオ医薬品企業であり、日本および世界中のアンメットニーズにお応えし、患者さまの生活の質を向上させる新しいスペシャリティ医薬品をお届けすることを目指しています。

日本で販売されている複数の製品に加え、探索から後期臨床段階にある 30 品目を超えるプログラムからなる幅広いパイプラインの開発を、自社で、あるいは大手製薬企業やバイオ医薬品企業との提携により推進しています。このパイプラインは、神経疾患、消化器疾患、免疫疾患、代謝性疾患、希少疾患などの大きく成長する治療分野における主要なアンメットニーズにお応えすることに重点を置いており、業界をリードする独自の GPCR 構造ベース創薬「NxWave™」プラットフォームを活用して、ベストインクラスまたはファーストインクラスの候補化合物を持続的に創出しています。

当社は、東京、大阪、ロンドン、ケンブリッジ、パーゼル、ソウルに主要拠点を展開しており、350 名を超えるグローバル従業員が活躍しています。

詳しくは、ホームページ [www.nxera.life/jp](http://www.nxera.life/jp) をご覧ください。

LinkedIn: [@NxeraPharma](#) | X: [@NxeraPharma](#) | YouTube: [@NxeraPharma](#)